

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市外在住の個人から、呉市に対し、慰謝料を請求する訴訟が提起されましたので、これに応訴します。

1 事件番号等

令和 7 年（ワ）第 1 6 0 0 号 損害賠償請求事件

2 提訴年月日

令和 7 年 1 2 月 8 日（訴状送達年月日 令和 8 年 1 月 5 日）

3 原告

呉市外在住の個人

4 訴額

1 6 0 万円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所

6 原告の訴えの内容

令和 6 年 8 月 3 0 日、被告は、原告に係る行政不服審査に対する答申書の P D F データを、原告の氏名を黒塗りしないまま総務省の行政不服審査データベース（※）に登録し、誰でも閲覧可能な状態に置いた。

本件個人情報漏えいは、原告の社会的評価に重大な影響を及ぼし得るもので、被告の安全管理義務違反による不法行為である。

これらのことにより、原告は、呉市に対し、漏えいした原告の個人情報が多数に閲覧され将来にわたり社会的評価や活動に影響を及ぼすおそれを総合的に考慮し、原告が受けた精神的苦痛を基に、慰謝料として金 1 6 0 万円及びこれに対する令和 6 年 8 月 3 0 日（不法行為発生日）の翌日から支払済みに至るまで年 3 パーセントの割合による遅延損害金の支払等を求め、提訴したものです。

（※）行政不服審査法等に基づいてされた不服申立てについて、審査庁が行った裁決内容や行政不服審査会等が行った答申内容等を総務省の行政不服審査裁決・答申検索データベースに登録し、検索・閲覧に供するもの